

# 屋久島町ふるさと景観計画

屋 久 島 町

## 屋久島町ふるさと景観計画策定の概要について

屋久島町は、鹿児島市の南方約 135km、県本土の南方 60km に位置する屋久島と屋久島の西北西約 12km に位置する口永良部島の 2 島からなっている。

屋久島は、全島周囲 132km の円形の島で、中央部には九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を中心とする山岳地帯の奥山と、海岸線から山岳部にそびえる前岳からなり、さらには、島の中央部から放射線状に豊かな河川が形成されるなど、緑豊かな屋久杉の原生林や美しい川・滝・溪谷・海岸を有し、口永良部島は、霧島火山帯に属する火山島であり、良質な温泉に恵まれるなど、人々の暮らしに豊かな景観がはぐくまれてきた。

このような景観は、私たちの暮らしに潤いや活力を与え、ふるさとに対する誇りや愛着をはぐくむとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、近年、過疎化や少子高齢化等により、地域や集落において、これまではぐくまれてきた景観が失われる状況が見られる。

今こそ、私たちは、良好な景観の価値を改めて認識し、町民共通の資産として守り、育て、また、新たに創出していかなければならない。

地域、集落それぞれの特色を生かした、また、空間的な広がりのある本町の個性豊かで良好な景観の形成を促進し、その恩恵を町民が将来にわたって享受できるようにするためには、地域の資源を生かしながら、町、町民等、事業者の多様な主体が連携し、長い年月をかけて、持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、ともに力を合わせて良好な景観の形成に取り組むことにより、世界自然遺産の島としての特色を生かした美しく風格のある景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この計画を策定する。

# 屋久島町ふるさと景観計画

## 目次

### 第1章 景観計画の区域

- 1 景観計画区域設定の考え方
- 2 景観計画区域
- 3 計画図

### 第2章 良好な景観の形成に関する方針

### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

### 第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

### 第7章 景観農業振興整備計画の策定に関する基本的な事項

## 第1章 景観計画の区域

### 1 景観計画区域設定の考え方

景観計画区域は、集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における区域について定めるものとする。

### 2 景観計画区域

景観計画区域は、行政区域全域を設定し、特に必要と認められる一部区域を景観計画重点区域と定めるものとする。

### 3 計画図（別添のとおり）

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

### 1 景観形成の基本目標

#### (1) 景観形成の考え方

屋久島は、全島周囲 132km の円形の島で、中央部には九州最高峰の宮之浦岳（1,936m）を中心とする山岳地帯の奥山と、海岸線から山岳部にそびえる前岳からなり、さらには、島の中央部から放射線状に豊かな河川が形成されるなど、緑豊かな屋久杉の原生林や美しい川・滝・溪谷・海岸を有し、口永良部島は、ひょうたんの形をした美しい緑の火山島が形成されている。また、集落は海岸線に帯状に形成され、土地は林野面積が多く、急峻な地形を利用した田園地帯が形成されている。

古くは、屋久杉の巨木の搬出で栄え、その後漁業を生業としてきたが、近世では漁業と基幹作物である果樹を中心とした農業経営へ移行するなど島の経済を支える農村風景が形成されてきた。

近代では、離島振興法や過疎対策事業法の施行により、継続的な地域振興策が図られ、港湾、漁港、道路、公園の整備、農地整備、屋久島環境文化村構想や世界自然遺産登録による環境整備・施設整備が行われるなど社会基盤や農業基盤整備等を実施しながらまちづくりを行ってきた。

このように屋久杉の原生林をはぐくむ九州最高峰の宮之浦岳などの奥岳、海岸線からそびえる前岳など山岳地帯の眺望や放射線状に形成される河川に滝や溪谷、温泉など、山や森・川・海の自然資源が豊かなところである。

これらの世界遺産の屋久島として美しい自然と郷土に対する誇りや愛

着を醸成するとともに、共生と協働による個性豊かな屋久島らしい景観を目指す。

## (2) 景観形成の基本目標

屋久島町は、世界自然遺産の屋久島と口永良部島の豊かな自然との共生を図り、歴史・文化・産業などの多様な資源が織り成す屋久島らしい景観の特性を発展させ「悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち」にふさわしい屋久島らしい景観形成を基本的な目標とする。

## 2 景観形成の基本方針

山や森・川・海などの美しい自然や地域固有の歴史資源を生かし、人々の生活や経済活動が調和した自然との共生を図り、世界自然遺産の島として特色を生かした美しく風格のある景観づくりを推進するなど魅力ある個性豊かな美しい町の景観を形成する。

また、基本目標を実現するため景観形成の基本方針を下記のとおり設定するものとする。

なお、世界自然遺産登録区域については、屋久島世界遺産地域管理計画に定められた管理の基本方針に準ずるものとする。また、国有林区域については、既存の管理方針のとおりとする。

### (1) 地域の特性を生かした個性あふれる景観づくり

屋久島らしい魅力ある周辺景観を創出し、自宅周辺の生垣整備や清掃活動などの生活環境や公共建築物や道路、河川、公園などの公共施設と自然とが調和のとれた個性ある美しい町づくりを推進する。

### (2) 雄大な自然を生かした景観づくり

季節の織り成す奥岳の自然や屋久杉原生林及び照葉樹林の豊かな森並びに西部林道とその林道沿いから見る黒潮海流の海岸線、さらには、島から東シナ海を臨む眺望を生かした景観や大小の河川から流れる雄大な水の保全を推進する。

### (3) ふるさとの農村風景を生かした景観づくり

島の経済を支える農村風景は、ぽんかん・たんかんなどの柑橘類の果樹園と田園地帯であり、遊休地や耕作放棄地などを活かした里の景観づくりを推進する。

#### (4) 郷土の文化・歴史遺産等を生かした景観づくり

島の集落には、産業や郷土の文化・歴史的な遺産として象徴される森林軌道、城跡、寺・神社境内や伝統的行事などの郷土芸能やイベント等があり、これらを生かした景観づくりを推進する。

### 3 地域別の景観形成の方針

景観計画区域は、島の海岸線の帯状に存在する集落地、その海岸線からそびえる山地などの多様な空間からなる地域で形成され、また、地域ごとに自然や歴史・文化・産業などの特徴ある景観資源を有している。

このため、景観計画区域の特徴から、以下の六つのゾーンに区分してとらえ、それぞれの特性を生かした景観形成に努めるものとする。

#### (1) 集落形成ゾーンの景観形成

集落を形成する地域は、南国の島らしい魅力ある四季折々の花木の景観を創出し、生活環境や道路環境づくりを推進し、「花の香り漂うまちづくり・蝶の舞う里づくり」を目指し、自然と調和のとれた個性ある美しい花木の景観に努める。

※集落形成ゾーン：全集落

#### (2) 北部ゾーンの景観形成

当地域は、ぽんかん・たんかん、お茶等を中心とした農業と、一湊漁港を中心とした「屋久サバ」等の漁業などが行われ、白い浜辺と東シナ海の眺望を臨む美しい海岸線が広がる集落地である。また、永田いなか浜はウミガメの産卵地としての自然環境の景観を形成していることから、美しい砂浜や海岸線、ウミガメの産卵地などの自然環境を保全・活用した景観づくりに努める。

※北部ゾーン：永田・吉田・一湊集落

#### (3) 東部ゾーンの景観形成

当地域は、港湾や空港など町と島外とを結ぶ交通の拠点地域となっておりとともに、主な市街地の形成もみられることから、島の玄関として港湾や空港から市街地まで一体感ある、屋久島らしさを実感できる景観づくりに努める。

※東部ゾーン：志戸子・宮之浦・楠川・梶川・小瀬田・長峰・永久保・船行・松峯・安房・春牧・平野集落

#### (4) 南部ゾーンの景観形成

当地域は、温暖な気象条件を利用した本町の基幹作物であるぼんかん・たんかんを中心とした農業の生産が盛んな地域であり、樹園地や田園風景を形成している。また、温泉資源にも恵まれており、島民や来島者がくつろぎや安らぎを感じることができる景観を形成していることから、緑あふれる森と魅力ある農村風景、恵まれた温泉資源などの自然と調和のとれた景観づくりに努める。

※南部ゾーン：高平・麦生・原・尾之間・小島・平内・湯泊・中間・栗生集落

#### (5) 西部ゾーンの景観形成

当地域は、西部林道及び沿道エリアであり、世界自然遺産の地域に属する自然保護エリアを形成していることから、西部林道から見る自然林と海岸線の美しい自然景観づくりに努める。

※西部ゾーン：栗生・永田集落の一部

#### (6) 口永良部島ゾーンの景観形成

当地域は、霧島火山帯に属する火山島であり、島全体が主に溶岩や火山灰からなり、自然放牧による畜産と漁業などが行われている地域である。また、島の至るところに良質な温泉が湧き出し、島民の交流・憩いの場を形成していることから、雄大な自然と火山島を保全・活用した景観づくりに努める。

※口永良部島ゾーン：本村・湯向集落

### 4 景観形成施策の方向

自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動などの地域の資源を生かしながら、町、町民等、事業者の多様な主体による共生・協働の取組を図り、町民共通の資産として屋久島の特色を生かした景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくため具体的な施策を推進する。

#### (1) 景観計画の充実

地域の特性や町民等の主体的な景観形成の取り組みなどを反映していくよう、景観計画の区域を区分してきめ細かな景観形成の基準を定めるなど、景観計画の充実や詳細化に努める。

## (2) 建築物等の誘導による良好な景観形成

景観の大きな構成要素である建築物や工作物、屋外広告物等について、良好な景観の形成のために必要な行為の制限を行うなど、適切に協議・誘導を行うとともに、公共施設等の整備に際しては地域における調和のとれた景観の形成や向上を先導するよう努める。

## (3) 景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用

地域の景観上重要な建造物や樹木などについては、地域の自然や歴史・文化・産業等の特徴づけているものであり、このような建造物や樹木等の保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努める。

## (4) 町民・事業者等との連携と協働

町民・事業者等が自主的に景観の形成に取り組むことができる環境の整備に努め、景観法に基づく住民提案制度や景観協議会などの町民などが参画可能な制度も活用しながら、町民・事業者等との連携と協働による良好な景観形成に努める。

## 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

景観計画の区域全域を基本届出区域とし、その基準は別表1の「1 特定届出対象行為」とする。また、建築物又は工作物等の形態、意匠などは、地域の景観との調和に配慮し、その景観形成基準は別表1の「2 景観形成基準」に示すとおりとする。

## 第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### 1 指定の際の基本的な考え方

島内にある建造物並びに樹木で、地域の良好な風景を形成する上で重要な要素となっているものの内、次のいずれかに該当するものについては、所有者の同意を得て、積極的に景観重要建造物・景観重要樹木に指定し、保全に努める。

- (1) 地域住民のシンボリック的存在となっている建造物や樹木（目印代わり、愛称で親しまれているなど）

- (2) 歴史上意味のある建造物や樹木（公式、非公式を問わず伝承されているもの）
- (3) 良好な景観が成立するために欠かすことのできない建造物及び樹木
- (4) 県・町の文化財指定の建造物や樹木（文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物（樹木）については、適用しない。）

## 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観計画区域内にある屋外広告物は、良好な景観の形成に大きな影響を与えることから景観計画区域内にある屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、鹿児島県屋外広告物条例に定めたとおりとする。

また、屋外広告物の表示及び掲出については、地域の景観との調和に配慮し一体的に行うものとし、その設置の基準は、別表2の「屋外広告物の設置に関する基準」に示すとおりとする。

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成に特に重要なものについて、景観法第8条第2項第4号ロ及びハに基づき、景観重要公共施設と位置付け、以下の方針に基づき、良好な景観に努めるものとする。

### (1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

#### ①景観重要道路

地域のゾーン区分において、積極的な景観形成を図ることとされている地域のうち、島内の主要幹線道路である県道上屋久屋久線、上屋久永田屋久線、屋久島公園安房線、安房港線、白谷雲水峡宮之浦線については、

景観区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に努めるものとする。ただし、屋久島国立公園の公園事業に係る道路の部分（永田栗生線道路（車道）及び淀川登山口線道路（車道））は除く。

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 島を一周できる唯一の生活路線及び観光地等に通じる路線であり、風格ある景観の形成とにぎわいのある創出につながる整備を行う。
- 潤いや安らぎのある景観を形成するため、街路樹や植栽等の自然と調和した花木のまちづくりを推進し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるまちなみが映えるデザイン、色彩に配慮する。

## ②景観重要河川

地域のゾーン区分において、積極的な景観形成を図ることとされている地域のうち、永田川、一湊川、宮之浦川、安房川、栗生川については、景観区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に努めるものとする。

- 豊かな自然の流水のはぐくむ空間として、安全性を考慮しつつ、町民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。
- 集落の中心を流れる川として、人との営みが映し出すふるさとの背景や河川敷等から周囲の眺望に配慮した整備を行い、適切に維持・管理を図る。

## (2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

### ①道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、工作物等の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとする。

- 工作物等の設置にあたっては、各地区の景観形成の方針を妨げないように努めるものとする。
- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。

### ②河川法第24条及び第26条の許可の基準

景観重要河川内において、河川占用の許可及び工作物等を設置する場合は、以下の事項に配慮することとする。

- 各地区の景観形成の方針を妨げないように努める。

## 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

島全域特に南部ゾーンの景観計画区域は、温暖な気象条件を生かした果樹の生産農家などの農業振興地域であり、海岸線から山の斜面等自然の造形を背景として、気候風土に適した形でそれぞれの地域に固有の個性ある美しい景観が形成されてきた。

景観計画の策定にあたっては、景観と調和のとれた営農条件を確保する必要があるが、農地の転用や耕作放棄地等により良好な農村風景が失われつつある。

このようなことから、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要がある。

よって、景観農業振興地域整備計画を定める場合の基本的な事項は、下記のとおりとする。

### (1) 農村における保全・創出すべき地域の景観の特色

南部ゾーンの地域の特色は、海岸線に水田、緑あふれる山沿いに果樹園が広がり、里山の原風景を形成している。特に、果樹の収穫時期には緑あふれる森と色づいた果実の風景はすばらしい景観を形成している。

### (2) 魅力ある農村景観が広がっている地域の範囲

集落の大半が農業振興地域になっており、集落の周辺地域に農村景観が広がっている。

### (3) 農村における魅力ある景観を保全するための方針

島の経済を支える農村風景は、ぽんかん・たんかんなどの柑橘類の果樹園と田園地帯であり、遊休地や耕作放棄地などを生かした里の景観づくりと前岳の自然風景や里山の原風景など全体が調和された一体感のある魅力ある風景づくりに努める。

(別表 1)

1 特定届出対象行為

(あ) に掲げる建築物又は工作物について、(い) 欄に掲げるものとする。

	(あ) 規模等	(い) 行為の種類
建築物	・延べ面積 1, 000 平方メートルを超えるもので、高さが 13メートルを超えるもの	・新築、増築、改築又は移転若しくは外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、これらの行為による面積が従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	・高さ 13メートルを超えるもの ・ 2, 000 平方メートルを超える土地に立地するもの	

2 景観形成基準

			風景形成基準
建築物・工作物等の新築、増築、改築又は移転、若しくは外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更  * 延床面積 100 ㎡以下の納屋、倉庫は除く	配置	・敷地内の建物及び工作物の規模を勘案してバランスよく配置すること。 ・前面道路とできる限り平行に配置し、建ぺい率 70 パーセント・容積率 400 パーセント以内とする。 ・前面道路が 4. 0メートル未満の場合は、道路中心線より 2. 0メートル後退する。 ・敷地は、前面道路より高くし、駐車スペースを確保すること。	
	高さ	・周辺建物等との調和を保つこと。	
	形態・意匠	・周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。 ・可能な限り、屋根は勾配屋根とし、周辺建物との調和を保つこと。 ・空調室外機、ガスボンベ等室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子などの修景措置を工夫すること。	
	色彩	・自然素材がもつ色を基調とすること。 ・できるだけ原色をさげ、落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。	
	素材	・外観部では、周辺の建物と同様の木材などの自然素材を用いるよう努めること。これらの素材を用いることができない場合は、周辺の景観を形成する素材と調和を図れるよう配慮すること。 ・冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用することは避けること。	
	敷地の緑化措置	・敷地内の前庭及び周囲には、適度な緑や防風林帯を確保すること。 ・郷土種を考慮し、周辺環境と調和した樹種とすること。	
			・上記以外の現存する社寺等の改築に対しては、適用除外とする。

(別表2)

屋外広告物の設置に関する基準

		屋外広告物の設置に関する基準
屋外広告物の設置又は移転、若しくは外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の建物及び工作物の規模を勘案してバランスよく配置すること。</li><li>・道路の曲がり角、交差点、横断歩道及び信号機並びに道路標識、消火栓その他これらに類するものから10メートル以上離れていること。</li></ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地上からの高さは、5メートル以下を原則とする。ただし、現存する広告物に対しては適用除外とする。</li></ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。</li><li>・その表示面の面積の合計が10平方メートル以内であること。</li></ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・できるだけ原色を避け、落ち着いた色を用いること。</li></ul>

ロ永良部ゾーン

ロ永良部島全景

屋久島町ふるさと景観計画

屋久島全景

景観計画区域：行政区全域

北部ゾーン

東部ゾーン

西部ゾーン

南部ゾーン

●●● 景観重要公共施設（県道）

県道上屋久屋久線・上屋久永田屋久線・屋久島公園安房線・

安房港線・白谷雲水峡宮之浦線

■ 景観重要公共施設（河川）

永田川・一湊川・宮之浦川・安房川・栗生川

